

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第44号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

地方公務員法の一部改正による定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、次の措置を講じることとしました。

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員である管理用務員の給与の取扱いを定めることとしました。
- 2 管理用務員給料表1級の号給を整備し、及び同級に属する職員の号給を切り替えるとともに、これに伴う経過措置を実施することとしました。

1の措置は令和5年4月1日から、2の措置は令和6年4月1日から実施することとしました。

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第44号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第6項の見出しを削り、同項を附則第8項とする。

附則第5項の見出しを削り、同項の次に次の2項を加える。

6 当分の間、管理用務員の給料月額は、当該管理用務員が63歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該管理用務員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第2項の規定による当該管理用務員の属する職務の級及び第3条の規定により読み替えて適用する京都市職員給与条例第3条第3項の規定により当該管理用務員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

7 前項の規定は、次に掲げる管理用務員には適用しない。

- (1) 会計年度任用管理用務員その他の任期を定めて任用される管理用務員
- (2) 京都市職員の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第1号又は第2号に掲げる職を占める管理用務員
- (3) 京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している管理用務員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた管理用務員を除く。）

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

管理用務員給料表

管理用務員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	137,600	202,500	248,900
	2	138,900	204,200	250,400
	3	140,200	205,900	251,900
	4	141,500	207,600	253,600
	5	142,900	209,300	255,100
	6	144,300	211,000	256,700
	7	145,700	212,700	258,400
	8	147,100	214,400	259,900
	9	148,500	216,100	261,300
	10	150,100	217,800	263,200
	11	151,700	219,500	264,900
	12	153,300	221,200	266,700
	13	154,500	222,900	268,400
	14	156,100	224,600	270,300
	15	157,700	226,300	272,100
	16	159,100	228,000	273,600
	17	160,500	229,700	275,600
	18	162,100	231,500	277,500
	19	163,700	233,300	279,500
	20	165,300	235,100	281,300
	21	166,700	236,500	283,100
	22	168,300	238,100	285,100
	23	169,900	239,800	287,000
	24	171,500	241,500	289,000

25	173,000	243,300	290,900
26	174,600	244,900	292,800
27	176,200	246,500	294,600
28	177,800	248,400	296,600
29	179,300	250,100	298,700
30	180,800	251,200	300,700
31	182,400	253,200	302,600
32	184,000	255,200	304,600
33	185,600	257,000	306,600
34	187,200	258,500	308,600
35	188,800	260,300	310,700
36	190,400	262,100	312,700
37	192,100	263,900	314,600
38	193,700	265,700	316,700
39	195,300	267,300	318,900
40	196,900	269,000	320,900
41	198,600	270,800	322,700
42	200,200	272,400	324,900
43	201,800	274,300	326,900
44	203,400	276,300	329,100
45	205,000	278,000	330,900
46	206,500	279,900	333,100
47	208,100	281,800	335,400
48	209,700	283,700	337,600
49	211,200	285,500	339,600
50	212,800	287,200	341,000
51	214,400	289,200	342,800
52	215,900	291,100	344,900

	53	217,400	293,100	346,800
	54	219,000	295,100	347,800
	55	220,500	297,100	349,900
	56	222,000	299,100	351,800
	57	223,600	300,900	354,000
定年前再任用	58	224,900	302,700	355,800
短時間勤務管	59	226,200	304,600	357,600
理用務員以外	60	227,800	306,600	359,500
の管理用務員				
	61	229,700	308,700	361,100
	62	230,900	310,600	362,400
	63	232,500	312,600	363,900
	64	234,100	314,800	365,600
	65	235,800	316,900	367,300
	66	237,000	318,600	368,500
	67	238,600	320,600	369,700
	68	240,200	322,600	370,600
	69	241,900	324,600	371,100
	70	243,300	326,300	371,900
	71	244,900	327,800	372,800
	72	246,500	329,400	373,700
	73	248,000	330,600	374,100
	74	249,400	332,200	374,700
	75	250,900	333,800	375,500
	76	252,500	335,400	376,400
	77	254,100	336,600	376,900
	78	255,500	338,300	377,500
	79	257,100	340,000	378,300
	80	258,700	341,600	378,900

81	260,200	342,600	379,400
82	261,600	344,000	380,000
83	263,200	345,400	380,800
84	264,800	346,700	381,200
85	266,200	347,800	381,500
86	267,700	348,900	382,100
87	268,600	350,000	382,500
88	270,100	351,200	382,900
89	271,500	352,000	383,300
90	272,400	352,900	383,800
91	273,700	353,800	384,200
92	275,200	354,600	384,700
93	276,500	355,200	385,000
94	277,500	356,000	385,200
95	278,900	356,800	385,800
96	280,300	357,500	386,400
97	281,500	358,200	386,600
98	282,700	358,800	387,000
99	283,900	359,600	387,600
100	285,100	360,100	388,100
101	286,200	360,300	388,200
102	287,100	360,600	388,500
103	288,000	361,300	388,800
104	288,800	362,000	389,300
105	289,500	362,200	389,400
106	290,300	362,600	389,600
107	291,100	363,100	389,800
108	291,600	363,500	390,200

	109	292,300	363,800	390,400
	110	292,500	364,100	
	111	293,000	364,500	
	112	293,500	365,000	
	113	293,800	365,400	
	114		365,700	
	115		366,200	
	116		366,700	
	117		366,900	
定年前再任用 短時間勤務管 理用務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		187,900	212,000	241,700

備考 「定年前再任用短時間勤務管理用務員」とは、京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員である管理用務員をいう。

第2条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「113号給」を「109号給」に改める。

「

	円
1	137,600
2	138,900
3	140,200
4	141,500
5	142,900
6	144,300
7	145,700
8	147,100
9	148,500

10	150,100
11	151,700
12	153,300
13	154,500
14	156,100
15	157,700
16	159,100
17	160,500
18	162,100
19	163,700
20	165,300
21	166,700
22	168,300
23	169,900
24	171,500
25	173,000
26	174,600
27	176,200
28	177,800
29	179,300
30	180,800
31	182,400
32	184,000
33	185,600
34	187,200
35	188,800
36	190,400
37	192,100

別表第1中

38	193,700
39	195,300
40	196,900
41	198,600
42	200,200
43	201,800
44	203,400
45	205,000
46	206,500
47	208,100
48	209,700
49	211,200
50	212,800
51	214,400
52	215,900
53	217,400
54	219,000
55	220,500
56	222,000
57	223,600
58	224,900
59	226,200
60	227,800
61	229,700
62	230,900
63	232,500
64	234,100
65	235,800

を

66	237,000
67	238,600
68	240,200
69	241,900
70	243,300
71	244,900
72	246,500
73	248,000
74	249,400
75	250,900
76	252,500
77	254,100
78	255,500
79	257,100
80	258,700
81	260,200
82	261,600
83	263,200
84	264,800
85	266,200
86	267,700
87	268,600
88	270,100
89	271,500
90	272,400
91	273,700
92	275,200
93	276,500

94	277,500
95	278,900
96	280,300
97	281,500
98	282,700
99	283,900
100	285,100
101	286,200
102	287,100
103	288,000
104	288,800
105	289,500
106	290,300
107	291,100
108	291,600
109	292,300
110	292,500
111	293,000
112	293,500
113	293,800

」

「

	円
1	142,900
2	144,300
3	145,700
4	147,100
5	148,500

6	150,100
7	151,700
8	153,300
9	154,500
10	156,100
11	157,700
12	159,100
13	160,500
14	162,100
15	163,700
16	165,300
17	166,700
18	168,300
19	169,900
20	171,500
21	173,000
22	174,600
23	176,200
24	177,800
25	179,300
26	180,800
27	182,400
28	184,000
29	185,600
30	187,200
31	188,800
32	190,400
33	192,100

34	193,700
35	195,300
36	196,900
37	198,600
38	200,200
39	201,800
40	203,400
41	205,000
42	206,500
43	208,100
44	209,700
45	211,200
46	212,800
47	214,400
48	215,900
49	217,400
50	219,000
51	220,500
52	222,000
53	223,600
54	224,900
55	226,200
56	227,800
57	229,700
58	230,900
59	232,500
60	234,100
61	235,800

に改める。

62	237,000
63	238,600
64	240,200
65	241,900
66	243,300
67	244,900
68	246,500
69	248,000
70	249,400
71	250,900
72	252,500
73	254,100
74	255,500
75	257,100
76	258,700
77	260,200
78	261,600
79	263,200
80	264,800
81	266,200
82	267,700
83	268,600
84	270,100
85	271,500
86	272,400
87	273,700
88	275,200
89	276,500

90	277,500
91	278,900
92	280,300
93	281,500
94	282,700
95	283,900
96	285,100
97	286,200
98	287,100
99	288,000
100	288,800
101	289,500
102	290,300
103	291,100
104	291,600
105	292,300
106	292,500
107	293,000
108	293,500
109	293,800
110	
111	
112	
113	

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第

6項までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号。以下「整備等条例」という。）附則第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された管理用務員の給料月額、当該管理用務員が第1条の規定による改正後の京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例別表第1定年前提任用短時間勤務管理用務員の項の規定の適用を受けるものとした場合に適用される同項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、整備等条例附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された管理用務員の給料月額は、その額に、その管理用務員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の管理用務員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(特定号給の切替え)

- 3 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第2条の規定による改正前の京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた管理用務員のうち、同日においてこれらの管理用務員が属していた職務の級が1級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の給料月額と同額の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した管理用務員及び別に定めるこれに準じる管理用務員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった管理用務員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される管理用務員との権衡上必要があると認められるときは、当該管理用務員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前項の規定による給料を支給される管理用務員に関する京都市職員給与条例（以下

「給与条例」という。)第10条第2項、第17条第4項及び第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、同条第3項、第19条並びに別表第3の規定の適用については、給与条例第10条第2項、第17条第4項及び第5項、第19条並びに別表第3中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月23日京都市条例第44号)附則第5項の規定による給料の額(以下「経過措置給料額」という。)との合計額」と、給与条例第18条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、経過措置給料額及び当該経過措置給料額に第10条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

(その他の経過措置)

7 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)